

令和7年2月文京区議会定例議会追加提案事項

【令和7年2月7日】

1 文京区役所組織条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 行政組織を再編するため、提案する。
- (2) 改正内容 文京区児童相談所の設置に伴い、子ども家庭部の分掌事務を追加する。（第2条）
 - ・ 児童相談所に関すること。
- (3) 施行期日 令和7年4月1日

2 文京区行政委員会の委員及び非常勤の監査委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 報酬の額を改定するため、提案する。
- (2) 改正内容（別表）
 - ア 選挙管理委員会委員長及び識見監査委員
月額292,800円 → 295,400円（2,600円増）
 - イ 教育委員会教育長職務代理者及び選挙管理委員会委員長職務代理者
月額253,400円 → 255,600円（2,200円増）
 - ウ 教育委員会委員及び選挙管理委員会委員
月額233,700円 → 235,800円（2,100円増）
 - エ 議員選出監査委員
月額146,300円 → 147,600円（1,300円増）
 - オ 選挙管理委員会補充員
月額4,900円 → 5,000円（100円増）
- (3) 施行期日 令和7年4月1日

3 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

- (1) 提案理由 刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行に伴い、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正条例
 - ア 文京区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例
 - イ 文京区個人情報の保護に関する法律施行条例
 - ウ 職員の分限に関する条例
 - エ 職員の給与に関する条例
 - オ 職員の退職手当に関する条例
 - カ 文京区プール条例
 - キ 幼稚園教育職員の給与に関する条例
- (3) 改正内容 刑法（明治40年法律第45号）の一部改正に伴う文言の整備
「禁錮」、「禁錮の刑」又は「懲役」 → 「拘禁刑」
- (4) 施行期日等
 - ア 施行期日 令和7年6月1日
 - イ 経過措置 この条例の施行の日前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

4 文京区職員定数条例の一部を改正する条例

(1) 提案理由 職員配置の見直しに伴い、職員の定数を改めるため、提案する。

(2) 改正内容（第2条第1項）

ア 区長の事務部局の職員	1, 707人	→	1, 743人（36人増）
イ 議会の事務部局の職員	11人	→	13人（2人増）
ウ 教育委員会の事務部局の職員	228人	→	234人（6人増）
エ 教育委員会の所管に属する学校及び幼稚園型認定こども園の職員	159人	→	175人（16人増）
オ 選挙管理委員会の事務部局の職員	8人	→	8人（増減なし）
カ 監査委員の事務部局の職員	7人	→	7人（増減なし）
合計	2, 120人	→	2, 180人（60人増）

(3) 施行期日 令和7年4月1日

5 文京区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

(1) 提案理由 文京区災害弔慰金等支給審査会を設置するほか、規定を整備するため、提案する。

(2) 改正内容

ア 文京区災害弔慰金等支給審査会の設置に係る規定の追加

(ア) 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項について調査審議するため、区長の附属機関として、文京区災害弔慰金等支給審査会を設置する。

(イ) 医師、弁護士その他区長が必要があると認めた者のうちから、区長が委嘱する委員5人以内をもって組織する。

イ その他規定の整備

(3) 施行期日 公布の日

6 文京区地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

(1) 提案理由 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）の一部改正に伴い、職員配置に係る特例を設けるほか、規定を整備するため、提案する。

(2) 改正内容

ア 職員配置に係る特例の新設（第2条）

(ア) 地域包括支援センター運営協議会が第一号被保険者の数及び地域包括支援センター（以下「センター」という。）の運営状況を勘案して必要であると認めたときは、常勤の職員の員数について、常勤換算方法によることを可能とする。

(イ) 地域包括支援センター運営協議会がセンターにおける効果的な運営に資すると認めたときは、複数のセンターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の一のセンターごとに、当該一のセンターが担当する第一号被保険者の数に応じて、配置すべき3職種（保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員並びにこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）の常勤の職員の員数を当該複数のセンターに配置することにより、当該区域内の一のセンターがそれぞれの職員配置の基準を満たすものとする。ただし、一のセンターには、3職種のうちいずれか2職種以上の常勤の職員を配置しなければならないこととする。

イ その他規定の整備

(3) 施行期日 令和7年4月1日

7 文京区指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）の一部改正に伴い、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容 省令の一部改正に伴う引用条文の整備（第14条第1号）
「第140条の66第1号ロ(2)」 → 「第140条の66第1号イ」
- (3) 施行期日 公布の日

8 文京区公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 公衆浴場の衛生に必要な措置の基準を改めるため、提案する。
- (2) 改正内容 浴槽水の水質基準の指標の改正（第4条第1項第6号ウ）
「大腸菌群数」 → 「大腸菌数」
- (3) 施行期日 令和7年4月1日

9 文京区「特別区道」道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 占用料を改定するため、提案する。
- (2) 改正内容 占用料の改定（別表）
改正単価は、現行条例額を1.2倍した額と固定資産税評価額から積算した額を比較し、低い方の額を採用する。
- (3) 施行期日等
 - ア 施行期日 令和7年4月1日
 - イ 経過措置 この条例の施行日前に、既に改正前の文京区「特別区道」道路占用料等徴収条例の規定により徴収するものとされた占用料については、なお従前の例による。

10 文京区立公園条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 指定管理者が区立肥後細川庭園の管理を行うこととするほか、占用料の改定等に伴い、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正内容
 - ア 区立肥後細川庭園の管理主体の変更に伴う規定の整備
 - イ 占用料の改定（別表第1及び別表第3）
改正単価は、現行条例額を1.2倍した額と固定資産税評価額から積算した額を比較し、低い方の額を採用する。
 - ウ その他規定の整備
- (3) 施行期日等
 - ア 施行期日 令和7年4月1日
 - イ 経過措置 この条例の施行日前に、既に改正前の文京区公園条例の規定により徴収するものとされた占用料については、なお従前の例による。

11 文京区立本郷給水所公苑条例の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 占用料を改定するため、提案する。
- (2) 改正内容 占用料の改定（別表）
改正単価は、現行条例額を1.2倍した額と固定資産税評価額から積算した額を比較し、低い方の額を採用する。
- (3) 施行期日等
 - ア 施行期日 令和7年4月1日
 - イ 経過措置 この条例の施行日前に、既に改正前の文京区立本郷給水所公苑条例の規定により徴収するものとされた占用料については、なお従前の例による。

12 文京区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例等の一部を改正する条例

- (1) 提案理由 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。以下「省令」という。）等の一部改正に伴い、規定を整備するため、提案する。
- (2) 改正条例
 - ア 文京区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例
 - イ 文京区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営等の基準に関する条例
 - ウ 文京区指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営等の基準に関する条例
 - エ 文京区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例
 - オ 文京区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例
 - カ 文京区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例
 - キ 文京区一時保護施設の設備及び運営の基準に関する条例
- (3) 改正内容 省令等の一部改正に伴う規定の整備
「栄養士」 → 「栄養士又は管理栄養士」
- (4) 施行期日 令和7年4月1日

13 文京シビックセンター25・26階改修工事請負契約

- (1) 契約の目的 文京シビックセンター25・26階改修工事
- (2) 契約の方法 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号の規定による随意契約
- (3) 契約金額 金3億6,619万円
- (4) 契約の相手方 東京都文京区千石三丁目29番26-101号
山口建設株式会社
代表取締役 山口巖

【参考】

- ① 工期 契約締結の翌日から令和8年3月16日まで
- ② 支出科目等 令和6年度 一般会計 総務費 施設管理費
令和7年度 債務負担行為

14 文京シビックセンター２５・２６階改修機械設備工事請負契約

- (1) 契約の目的 文京シビックセンター２５・２６階改修機械設備工事
- (2) 契約の方法 制限付き一般競争入札による契約
- (3) 契約金額 金４億１，２５０万円
- (4) 契約の相手方 酒井・高橋・松嶋建設共同企業体
 - 構成員（代表者） 東京都文京区大塚六丁目１１番１２号
酒井工業株式会社
代表取締役 酒井孝
 - 構成員 東京都文京区千石四丁目１４番１０号
株式会社高橋管工社
代表取締役 高橋直和
 - 構成員 東京都文京区本郷四丁目３５番１４号
松嶋建設工業株式会社
代表取締役 安田洋之

【参考】

- ① 工 期 契約締結の翌日から令和８年３月１６日まで
- ② 支出科目等 令和６年度 一般会計 総務費 施設管理費
令和７年度 債務負担行為

15 区域外における公の施設の設置に関する協議について

- (1) 提案理由 豊島区が管理する公の施設を区の区域内に設置するに当たり、豊島区と協議を行うため、提案する。
- (2) 協議の内容
 - ア 公の施設の名称 特別区道３１－１１８０
 - イ 設置の場所 文京区大塚四丁目１２番１から１２番５までの一部及び１０７番
 - ウ 面積 ２８３．６７平方メートル
 - エ 経費の負担 施設の設置及び維持管理に関する経費は、豊島区が負担する。

16 令和６年度文京区一般会計補正予算

17 令和６年度文京区一般会計補正予算

18 令和６年度文京区国民健康保険特別会計補正予算

19 令和６年度文京区介護保険特別会計補正予算

20 令和６年度文京区後期高齢者医療特別会計補正予算